

# 福島県内の中世城館

## ― 福島県耶麻郡を事例にして ―

Medieval Castles in Fukushima  
— A Case Study of Yama District, Fukushima —

後藤 優和 GOTO Masakazu

### 要 旨

1980年代を境に、全国的に中世城館研究が盛んになり、福島県でも調査が実施され、1988年に報告されている。しかし、福島県の中世城郭研究は、大規模かつ有名なものにとどまり、大部分は現在も未踏査・未調査の状態にある。

本研究は、福島県において未踏査・未調査のまま残されてきた中世城館の実態解明を目的とし、耶麻郡を対象に文献調査・現地調査・歴史地理的調査を実施した。調査では、上岩崎館・下岩崎館・山口屋敷・深沢館の4か所で遺構を確認し、縄張り図を作成した。特に上岩崎館では、地籍図を用いることで開発により失われた縄張りの復元が可能となり、『会津鑑』『会津古墨記』の信頼性に疑問を呈した。

## 1. はじめに

### 1.1 福島県の中世城郭研究の現状と課題

1980年代を境に、全国的に中世城館研究が盛んになり、各自治体も中世城館の調査を実施し、各城館の調査結果をまとめた報告書が作られている。1974年の三重県を手始めに、現在では、宮城県を除く、全ての都道府県ですでに調査結果をまとめた報告書が刊行されている(1)。

福島県も例外ではなく、福島県教育委員会によって、県内の中世城館の調査が実施され、1988年に『福島県の中世城館跡』(2)にて報告されている。『同』には、調査によって、福島県内1997か所で中世城館跡を確認したとある。

一方で、県内の中世城館研究の現状については、課題もある。『福島中世城館』では、前述の通り、調査で福島県内に1997か所の城館跡を確認したとある。しかし、実際に、報告書に縄張り図を含む調査の詳細が記載されている城館は、215か所にとどまっている。つまり、1782か所の城館は、確認されているだけであり、いまだに未踏査・未調査の状態である。調査済みの城館は、同県会津若松市の会津若松城や神指城、会津美里町の向羽黒山城など大規模かつ、有名な城館の調査に留まっている。

各市町村史に目を向けると、『喜多方市史』(3)や『会津高田町史』(4)には、城館の調査について記載されている。しかし、『市

史』では、縄張り図の記載はなく、『町史』は、縄張り図のある城館もあるが、小規模城館については、縄張り図の記載はない。

以上のように、福島県の中世城館研究では、大規模かつ有名な城館の研究が中心であり、小規模城館の調査・研究は実施されていない。

以上をまとめると、福島県では、1988年に県内の中世城館研究の調査を実施しているが、大規模かつ有名な城館の調査が優先され、1700か所以上の城館は、いまだに未踏査・未調査の状態にある。これらを踏まえ、本研究では、福島県内において、未踏査・未調査の状態にある城館を、発見及び調査を目的とする。

## 2. 調査方法・過程

本調査は、文献調査、現地調査、歴史地理的調査の3つを実施した。本来は、福島県全域を調査すべきだが、今回は期間内に一人で研究できる範囲を考え、福島県耶麻郡(同郡の場所については、資料1を参照)を調査対象地とした(5)。同郡を選んだ理由は、旧会津藩領であり、他地域と比較し、資料が豊富にあるためである。

### 2.1 調査方法

本調査では、文献調査、現地調査、歴史地理的調査を実施

した。

文献調査も目的は、城館情報の収集である。文献調査の利点は、各城館の基礎情報が把握できる点がある。城館を調査するにあたっては、まず、城館の場所を知る必要がある。その際に、文献から各城館の場所を把握できる。また、規模についての記述がある城館もあり、現地調査の結果と比較し、現地調査の成果の是非を判断する材料になる。築城者や築城年など、現地調査からは入手しにくい情報も、文献調査からは入手できる。

一方、誤った情報が記載されている可能性を考慮しなければならない。文献の多くは、城館の機能していた時期ではなく、廃絶後、時間が経ってから作成されたものが多い。そのため、作成者の誤認や想像で記述されている可能性があり、現地調査や歴史地理的調査の結果から、情報を精査する必要がある。

現地調査では、主に2つの目的がある。1つ目は、縄張り図の作成、2つ目は、聞き取り調査の実施である。

縄張り図の作成の利点は、各城館の構造を図面上で把握していくため、かつての城館の姿を想像しやすくなる点にある。実際に、『福島中世城館』や『大系』などには、各城館の縄張り図が記載されており、城館研究の資料として活用できる。

一方で、欠点として、調査時点で、壊滅している遺構は把握できない点が挙げられる。城館が実際に使用されていた時期からすでに長い年月が経過しているため、遺構が当時のまま、現存している可能性は低く、この場合、縄張りの完全復元は難しく、縄張り図だけで、城館の研究を進めることはできない。

また、廃城時期の縄張りしか判明しないことも欠点である。城館が当時、何度か改良されていた場合であっても、改良以前の遺構は、現地調査では知ることはできない。

聞き取り調査の利点は、文献には載っていない、城館の情報を入手できる点にある。民間で伝承されてきた城館の情報など、聞き取り調査でしか得られない情報もある。また、城館が開発で失われていた場合、その土地の住民であれば、破壊される以前の城館の姿を覚えている可能性もある。

一方で、文献調査と同様に、誤った情報を得てしまう恐れがある。特に、話手が、遺構を誤解・誤認している可能性もあり、文献以上に誤った情報を得やすい。そのため、こちらも他の踏査結果と比較し、情報を精査していく必要がある。

歴史地歴調査では、地籍図を使用した調査を実施する。地

籍図を使用した調査の利点として、現地調査では、遺構が壊滅していたなどの理由で、分からなかった城館の縄張りの痕跡を発見できる可能性がある点にある。地籍図は、昔の土地利用の記録であるため、開発等で遺構が壊滅し、現代では、現地で遺構が認められない城館であろうと、地籍図に痕跡が記録されている場合がある。

欠点としては、最も古い地籍図を選ばなければならない点である。地籍調査によって、古い地目は更新されていくため、城館の遺構は読み取りにくくなる。ゆえに、古い地籍図を選ぶ必要がある。この場合、地籍図が破棄されている可能性も考慮しなければならない。特に古い時代になるほど、自治体によっては保存しておらず、地籍図が閲覧できない場合がある。実際に、後述する今回の調査地のうち、2か所では、地籍図が破棄されていた。

## 2.2 調査過程

文献調査では、主に近世の『市史』、『福島中世城館』、『新編会津風土記』(6)、『大系』(7)、『会津鑑』(8)、『会津古壘記』(9)の6点を使用した。福島県耶麻郡の城館に関する中世資料は、現存しておらず、今回は、近世以降の資料を用いている。本調査では、文献を、各城館の基礎情報(場所、規模、築城年、築城者など)や調査済みであるか否かの判断に用いた。

まず、『新編会津』から、福島県耶麻郡内には、69か所に城館があると分かった。次に、『市史』、『福島中世城郭』、『大系』を用いて、69か所の城館のうち、すでに調査されている城館を探した(本調査で、城館が調査済みであるか否かは、縄張り図の有無で判断している)。結果、69か所のうち、20か所が調査済みであると分かった。

未調査の城館の現地調査は、2023年9月に実施した。この調査で、4か所の城館跡地にて、遺構を確認した。遺構を確認した4か所は、資料2に示している。この4か所のうち、2023年11月に3か所、2024年3月に1か所の縄張り図を作成した。作成した縄張り図については、後述する各城館の項目にて、紹介する。

聞き取り調査は、各調査地にて、現地の方や各地の公民館、喜多方市教育委員会を対象に実施した。また、喜多方市教育委員会の方々には、文献調査においても、助言をいただいた(14)。

歴史地理的調査では、文献調査の結果、現在、未調査であると分かった49か所のうち、平地の城館を中心に実施した。山城は山林と一括で表記されるので、地籍図上で城館の痕跡の読み取りが困難である。翻って、平地は地目に城館の痕

跡が出やすい。ゆえに、後述する歴史地理的調査で用いた地籍図は、平地でのみ調査に利用できる。

今回は、『明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳』(10)にある明治期福島県の地籍図・地籍帳を使用している。この地籍図を城館調査に利用した理由は、以下の通りである。

- (i) 調査地の土地の用途の詳細が分かる。
- (ii) 明治期に作成されている。

まず、(i)についてである。地籍図には、各土地の大まかな形やその用途、土地の所有者などが分かり、特に土地の用途からは、城館の痕跡が読み取れると考えている。例えば、堀や土塁は、溝や草地として、記録されている可能性があるためである。

次に、(ii)についてである。地籍図から城館の痕跡を読み取るためには、作成時期が古いものが望ましいというのは、前述した通りだ。ゆえに、今回は、明治期の地籍図を使用した。特に明治期は現代と比べると、大規模開発が実施されておらず、城館の痕跡が見つけやすいと考えている。

これらのことから、調査地の地籍図を福島県歴史資料館で入手し、分析を実施した。

### 3. 調査結果

今回の調査では、上岩崎館、下岩崎館、山口屋敷、深沢館の4か所を調査した。本稿では、上岩崎館の調査結果について紹介する。その他の城館については、本稿の資料編に縄張り図を記載した。

#### 3.1 上岩崎館

当館については、『市史』(11)、『新編会津』(12)、『体系』(13)、『鑑』(14)、『古塁記』の5つの文献で記述がみられる。

まず、『新編会津』についてである。当資料は、当館の場所、規模、築城年・築城者についての記述がある。まず、場所は、上岩崎村(喜多方市岩月町宮津岩崎)の中にあるとあり、規模は、南北50間(約91m)、東西51間(約93m)の単郭の城館だとある。築城年・築城者については、大永(1521～1528年)の頃、遠藤助兵衛(遠藤大隅ともいう)という人物が築城したとある。

一方で、『鑑』及び『古塁記』には、築城年と築城者については『新編会津』の記述と同じだが、城館の規模については、本丸が南北16間(約29m)、東西20間(約36m)、二の丸が南北40間(約73m)、東西30間(約55m)の複郭であると記述があり、

『新編会津』との記述と異なる。『大系』には、他の資料と同じく、遠藤助兵衛が大永年間に築城したという情報に加え、遺構が一部現存しているという記述はあるが、規模に関する記述はない。

以上のことから、全ての文献において、築城者及び築城年に関する記述は一致している。一方で、城館の規模については、『新編会津』の単郭(15)と、『鑑』・『古塁記』の複郭という2通りの記述が存在し、文献の調査のみでは、当館の規模の判断は難しい。

現地調査は、2023年9月と11月に2回実施し、11月に縄張り図を作成した。調査地は、喜多方市岩月町宮津岩崎(資料2のB)であり、文献の記述と場所は一致している。調査地は、北が水田、そのほかは住宅地となっている。一方で、当館のある岩崎地区周辺は水田や畑に囲まれており、北西には川が流れている。調査地内部では、北東隅に、稲荷神社がある。

作成した縄張り図は、資料3-Aに示している。調査地には、東側から北東側にかけて堀Aと土塁Bが現存している。また、南東側では堀は確認できなかったが、土塁Cを確認した。一方で、南東側の一部を除く南側と西側全域、北西側では、畑及び住宅があり、遺構は確認できず、開発によりすでに壊滅していると考えられる。東側の遺構が遺っているため、南北の規模を計測できる。計測の結果、南北90mであり、『新編会津』の南北50間(約91m)と、おおむね一致する。また、この調査結果は『市史』の調査結果と重なる。

縄張り図作成に伴い、周辺地域を確認したが、『鑑』と『古塁記』に出てくる二の丸を想起される遺構は確認できなかった。また、聞き取り調査では、城館内にある畑で作業をしていた方(1名)と岩月町の公民館で聞き取り(複数名)を行ったが、城館に関しての情報は得られなかった。

堀Aでは、堀に沿って、水路が通っており、調査地を囲んでいる。この水路がかつての堀跡であると仮定すると、上岩崎館の縄張りを予測できる(資料3-B)。この場合、東西の規模の計測が可能であり、結果、東西約95mであった。これも、『新編会津』の東西51間(約93m)という記述と大部分が一致する。

以上をまとめると、現地調査では、上岩崎館は、南北90m、東西95mの単郭の城館であった。この結果は、『新編会津』の記述と、概ね一致しており、一方で、『鑑』・『古塁記』との記述とは大きく異なっている。

続いて、『福島地籍図』を利用し、当館周辺の土地利用を調査した。当館のある地域は、塩川町宮津の岩崎地区であり、

資料4は、当地の地籍図を利用し、当館周辺の土地利用を示した図である。岩崎地区の地籍図を使って、岩崎地区の地籍図から、当館の痕跡及び『鑑』、『古塁記』では存在したとされる二ノ丸を目的とする。

当館の痕跡についてだが、資料4から分かるように、図の左上に、Bの土地に囲まれたAがある。このAは、現地調査で作成した、当館の縄張り図と形が同じであり、Bの部分がAを囲む土塁であると予測できる。しかし、当地は、地籍図は現存するも、地籍帳が現存しておらず、土地利用の詳細を知ることはできない。そのため、他地域の地籍図を分析し、当地と比較することで、A・Bが城館なのかを確認した。資料4のA、Bは城館跡を示していると判断した。

一方、二ノ丸の痕跡について、上岩崎館がある宮津地区に加え、その周辺地区の地籍図を調査した(資料5)。しかし、当館跡地を除くと城館の痕跡が地籍図上では発見できず、『鑑』、『古塁記』に記されていた上岩崎館の二ノ丸は未確認であった。

以上の調査によって得られた成果は以下の通りである。

- (i) 上岩崎館は、南北90m、東西95mの単郭城館である。
- (ii) 地籍図により、縄張り図の復元が可能になった。
- (iii) 『鑑』及び『古塁記』は信頼性のある資料ではない。

まず、(i)についてだ。現地調査の結果、当館の規模は南北90m、東西95mの城館であることが分かり、『新編会津』の記述と概ね一致する。また、現地調査で調査地周辺に、城館跡地と思われる場所が未確認であり、また地籍図にも調査地を除いて、城館と思われる土地がなかったことから、複郭ではなく、単郭の城館であったといえ、こちらも『新編会津』の記述と一致する。

次に、(ii)についてだが、当館の縄張りは、前述の通り、西半分の遺構が開発により、壊滅しており、水路から予想することはできても正確な縄張りについては不明であった。しかし、資料4のA・Bが当館であると分かったため、当館の縄張りの完全復元が可能となった。特に、注目したい点として、虎口(17)の位置が挙げられる。現在は、当館の出入口は、資料3-Aの(ア)になっているが、資料4を見ると当館の南東隅には道はなく、南に虎口があることが示されている。資料3-Aの(イ)では、南側に虎口の名残と思われる道を確認できる。おそらく南側の道は、開発により壊滅し、後年、南東側に新たに道を作ったと考える。

最後に、(iii)についてである。これまでの調査結果をまとめると、『新編会津』の内容とほぼ一致しているのに対し、

『鑑』及び『古塁記』の記述とは大きく異なる。そのため、両資料の情報に疑問符が付く。少なくとも城郭調査においては、信頼性はない。

## 4. 成果と課題

本研究では、福島県耶麻郡にある未調査・未踏査の中世城館を対象に、文献調査・現地調査・歴史地理的調査といった3つの調査を実施した。調査の結果、上岩崎館・下岩崎館・山口屋敷・深沢館の4か所の城館跡地を発見した。本稿では、全体の調査を通して得られた成果の整理を行う。

### 4.1 未調査・未踏査の中世城館の発見及び調査

本調査では、4か所の未踏査・未調査である中世城館を発見・調査を実施した。これらは、各文献に、記載はあるものの、本格的な調査は実施されていなかった城館である。特に、深沢館は、19世紀初頭に作成された『新編会津』でのみ記述が確認でき、現代まで、調査・研究が一切実施されていない城館である。

前述したように、福島県では、1988年に県内で中世城館の調査が実施されているが、大規模かつ有名な城館のみの調査であった。近年では、吉川弘文館から、『名城を歩く』シリーズの『東北の名城を歩く南東北編』(18)にて、福島城館について紹介されているが、本書で紹介されている城館は、黒川城や二本松城をはじめとした、いわゆる名城と呼ばれるものであり、小規模城館については、触れられていない。

このような、大規模かつ、有名な城館にのみ焦点を当て、福島県内の城館の特徴を結論付ける行為は、地域の歴史を語るうえで、偏った視点を生む。例えば、『福島中世城館』では、「(福島県の)中世城館は室町期以前に築かれたものも多くは戦国期まで機能し、それぞれにより高度の修築を加えられ、天正末～慶長期には限られた城郭を除き、一斉に廃城となった。」(19)とある。しかし、今回調査した4か所の城館を含む『新編会津』で記述を確認した69か所の城館のうち、ほとんどが廃城年不明である。このことから、大規模かつ有名な城館だけを見れば、「天正末～慶長期に(中略)一斉に廃城になった」という結論は当てはまるかもしれないが、小規模城館を含めると、天正年間以前に廃城している可能性が指摘でき、廃城年が同じであると結論付けはできない。以上のように、一部の城館しか対象としない研究は、地域の城館情報の把握において、偏った視点を生むことになる。

本研究では、今まで調査・研究の対象外となっていた小規模の城館に焦点を当て、4か所の城館を発見・調査した。この研究は、未調査である耶麻郡内の小規模城館の実態把握の一助になる。大規模かつ有名な城館のみの調査では、地域の歴史を偏った視点で把握すると前述したが、今回の調査では、耶麻郡内の未踏査・未調査の城館の発見・調査の実施により、当群内の城館の特徴の把握する一助となった。これにより、大規模かつ有名な城館だけでなく、小規模なものを含めて耶麻郡内の城館の実態把握が可能となった。また、小規模城館であっても、縄張り図は作成可能であり、詳しくは後述するが、遺構が壊滅している城館も工夫次第では、縄張りの復元が可能である。

#### 4.2 現地調査の必要性

中世資料の多くが、現存していないため、中世城館に関する情報のほとんどが、近世以降の資料から得たものである。しかし、それらの作成時期は、各城館の機能停止後、長い年月が経っている。今回の調査でも、『鑑』の情報によれば、最も新しい時代に築城されている城館でさえ、築城から各資料が作成された時期まで、250年以上の差があり、遺構の壊滅や調査者の勘違いから、資料に誤った情報が載っている可能性が指摘できる。また、後述するが、『鑑』や『古壘記』のように、作成者が現地調査を実施していないと思われる資料もある。ゆえに、資料の調査だけでなく、現地調査が必要になる。現地へ赴くことで、資料に誤った情報がある場合は、それに気づくことができ、より正確な調査が可能となる。

#### 4.3 平地の中世城館研究における地籍図の有用性

今回の調査では、歴史地理的調査として、地籍図を用いた各城館の縄張りの考察を実施した。結果、上岩崎館は、半分以上の遺構が壊滅し、現地調査では、縄張り全体を確認することは不可能であったが、地籍図から縄張りの完全復元が可能となった。

中世城館の多くは、長い年月を経て遺構が破壊され、形状の確認が難しい状況にある。このような状況において、地籍図は、現存する遺構が少ない城館でも縄張り復元を可能にする資料であり、今回の調査を通じてその有用性を明確に示すことができた。特に、4か所の城館のように、現代に遺構が遺っている城館だけでなく、遺構が完全に壊滅してしまった城館であっても、地籍図からある程度の縄張りの予想が可能である。

#### 4.4 『会津鑑』及び『会津古壘記』の信頼性に関する検討

前述した上岩崎館の調査では、使用した『鑑』及び『古壘記』に、大きな誤りがみられた。また、他の城館の調査では、他の文献や現地調査と大きな矛盾点こそなかったが、記述されている情報は、両資料にしか載っていないものが多く、他の資料で情報の裏付けが取れない。このことから、両資料には、不明瞭な情報が多く、作成者は、資料作成にあたり、現地調査を実施していない可能性が指摘できる。しかし、両資料は、以下で述べるように、『市史』、『町史』、近年では『続・東北の名城を歩く 南東北編』の高橋充氏の「破城の作法と古城」など、多くの媒体において、使用がされている。

総じて、会津地方の城館調査では、現在まで両資料がよく使用されているが、それらの調査は、再検討が必要である。特に、『町史』及び『市史』は、城館の調査において、両資料の使用がみられ、『町史』に至っては、両資料の内容のみで、調査を終了している城館もある。ゆえに、調査の成果は、誤りがある可能性が指摘でき、両書は、再検討が必要である。また、国書総目録データベースにて、両資料を検索したところ、作成年及び作成者は不明であった。喜多方市教育委員会にも、問い合わせたが、同様の結果だった(20)。このような、不確かな資料の情報は信頼しがたく、両資料を使用している研究は、見直しが必要である。

#### 4.5 中世城館の保護の必要性

文献調査では、福島県耶麻郡内に、未踏査・未調査の城館が49か所確認できた。しかし、実際に、現地で遺構を確認できた城館は、4か所にとどまった。また、遺構を確認した4か所のうち3か所の城館で、遺構は、完全な状態で遺っておらず、半分以上が壊滅した状態であった。聞き取り調査では、全ての調査地で実施したが、城館の存在について把握している方はいなかった。このことから、小規模な中世城館の多くは、そこに城館があることが知られず、開発により遺構が破壊されたものが多いと分かる。地籍図が現存しているならば、縄張りの復元が可能であろうが、地籍図がない城館は、遺構が破壊されると、現代で縄張りを知るすべはない。ゆえに、城館の保存には、大規模なものだけでなく、小規模城館の調査を実施し、各城館の記録を残していく必要がある。

#### 4.6 結論と今後の課題

今回の調査では、福島県耶麻郡の未踏査・未調査の中世城館を発見・調査できた。福島県耶麻郡では、『新編会津』の記

述から、郡内に城館は69か所存在しているが、実際に、調査が完了している城館は、20か所のみであり、残りの49か所は、調査されず、一部、現地比定すら行われていない城館も確認できた。本調査では、49か所の城館を対象に、文献調査・現地調査・歴史地理的調査を実施し、4か所の城館で、遺構を確認し、縄張り図を作成した。

調査の成果は、まず、未踏査・未調査の4か所の城館の縄張り図を作成したことがある。4か所の未踏査・未調査の城館を発見し、調査できたことは、当郡の中世城郭研究の発展の一助となる。また、城館の調査の結果から、史料批判にもつながる。『鑑』や『古壘記』は、『市史』でも使用されている資料であるが、現地調査の結果と大きく矛盾する点が認められ、両史料の作成者が、現地調査をしていない可能性が指摘できた。地籍図を活用した調査方法では、遺構が失われてしまった城館でも、城館の縄張りの復元が可能であると実証できた。

今回の調査では、時間や調査人数の関係上、福島県耶麻郡にのみ、対象を絞って調査を実施したが、多くの成果を得た。他の地域に視点を移せば、いまだに未踏査・未調査の城館が多く残っている。当郡の調査で得られた成果をもとに、今後は他の地域でも調査を実施し、福島県内の城館の実態を把握していきたい。

<註>

- (1) 中井均『城館調査の手引き』山川出版社、2016、9頁
- (2) 『福島県の中世城館跡』、福島県教育委員会、1988(以下、『福島中世城館』と略す)
- (3) 喜多方市史編纂員会編『喜多方市史』第4巻(資料編1)、1995、721～726頁(以下、『市史』と略す)
- (4) 会津高田町史編纂委員会『会津高田町史』第2巻、1997、684～801頁(以下、『町史』と略す)
- (5) 喜多方市は2006年に耶麻郡から離脱しているが、使用している文献が作成された時点ではB郡に属していたため、当時の行政区分に基づきB郡の一部として記載している。
- (6) 『新編会津風土記』、歴史春秋出版、2000(以下、『新編会津』と略す)
- (7) 川崎利夫・藤沼邦彦・目黒吉明編『日本城郭大系』第3巻(山形・宮城・福島)、新人物往来社、1981(以下、『体系』と略す)
- (8) 高嶺慶忠編『会津鑑』、歴史春秋出版、1981(以下、『鑑』と略す)
- (9) 著者不明『会津古壘記』、喜多方市所蔵、作成時期不明(写本時期は1813年)(以下、『古壘記』と略す)

- (10) 『明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳』、福島県歴史資料館所蔵、19世紀後半(以下、『福島地籍図』と略す)
- (11) 前掲書 註(3)、721～726頁
- (12) 前掲書 註(6)、156頁
- (13) 前掲書 註(7)、612頁
- (14) 前掲書 註(8)、138頁
- (15) 郭とは、曲輪のこと。曲輪とは、「城内の防御された削平地。」(千田嘉博・小島道裕・前川要『城館調査ハンドブック』新人物往来社、1993、163頁)
- (16) 「虎口とは、城館の防御された出入口」(前掲書 註(15)、131頁)
- (17) 飯村均・室野秀文/編『続・東北の名城を歩く 南東北編』、吉川弘文館、2021
- (18) 前掲書 註(2)、15頁
- (19) ただし、『古壘記』に関しては、作成時期は不明だが、いくつもある写本のうち、一冊は、1813年に写本されたものと確認されている。このことから、少なくとも当史料は、1813年以前に作成されたと分かる。

<資料編>

資料1 喜多方市の場所(赤枠は耶麻郡)  
(国土地理院 地理院地図 白地図に加筆)



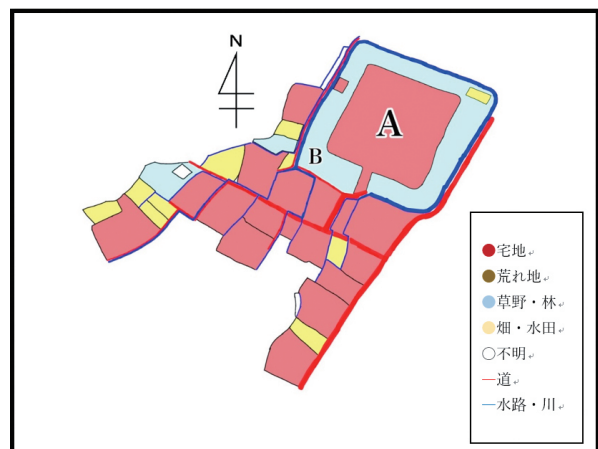
資料3-B 上岩崎館 縄張り図および縄張り予想図  
(国土地理院 地理院地図に加筆)



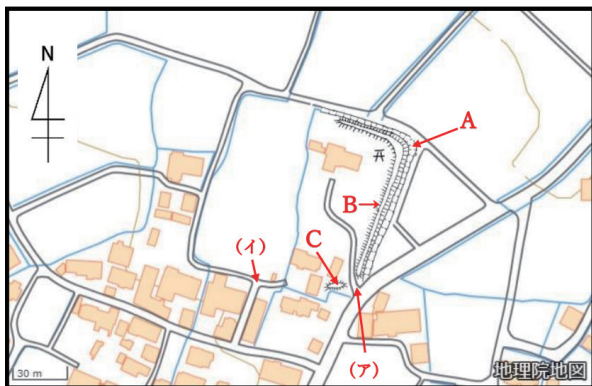
資料2 調査地場所  
(国土地理院 地理院地図に加筆)



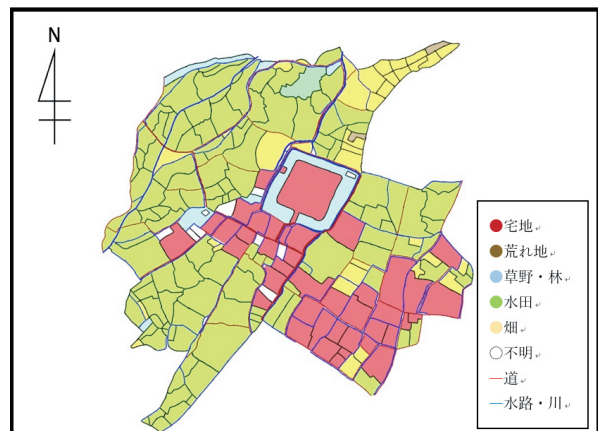
資料4 宮津岩崎 地籍図  
(『明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳』をもとに作成)



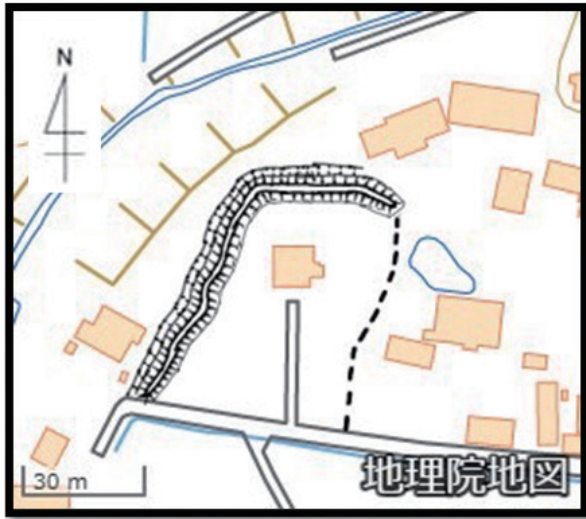
資料3-A 上岩崎館 縄張り図  
(国土地理院 地理院地図に加筆)



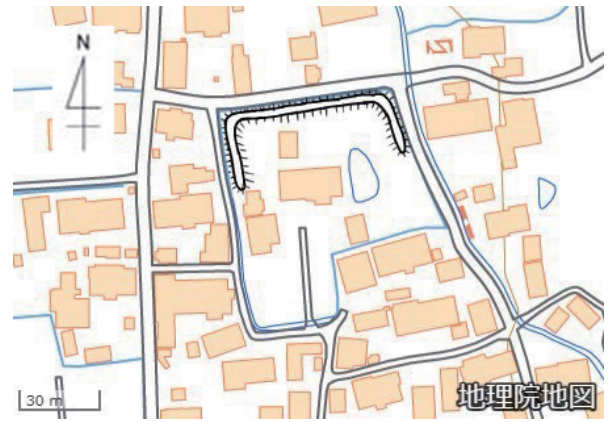
資料5 上岩崎館周辺の地籍図  
(『明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳』をもとに作成)



資料6 下岩崎館 縄張り図  
(国土地理院 地理院地図に加筆)



資料8 深沢館 縄張り図  
(国土地理院 地理院地図に加筆)



資料7 山口屋敷 縄張り図  
(国土地理院 地理院地図に加筆)

